

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書【概要】

平成 22 年 1 月 大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）

1. 議論の経過

〔検討部会開催状況〕

第 1 回（平成 21 年 7 月 31 日） 当部会におけるこれまでの議論、当部会の進め方について

第 2 回（平成 21 年 8 月 31 日） 出資法人見直しの視点・基準、ヒアリングの視点及び項目について個別ヒアリング（3 グループに分けて個別法人ごとに説明、質疑）

- ・ Aグループ（平成 21 年 9 月 14 日・10 月 14 日・23 日）
- ・ Bグループ（平成 21 年 9 月 29 日・10 月 2 日・11 月 9 日）
- ・ Cグループ（平成 21 年 10 月 5 日・22 日・27 日）

第 3 回（平成 21 年 12 月 9 日） ヒアリング結果を各グループから報告、意見書案の審議

第 4 回（平成 21 年 12 月 24 日） 意見書案の審議（審議結果公表資料等）

2. 見直しの視点

- ・ 法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民の目線により、全ての法人の個別ポストごとにその必要性の検討を行った。

（1）法人役員の責務

- ・ 各法人が抱える当面の課題や中長期的な課題をより明確にした上で、具体的な改善目標をより明確に示すことが何より重要
- ・ その課題等の克服や目標達成を担うべき最適な人材を選任することが必要
- ・ 現職派遣の引揚げに伴い、役員が非常勤のみとなる場合は、法人の業務全般の経営責任が果たせるかといった観点からの検討も必要

（2）府OB役員の就任及び在任期間

- ・ 役員の在任期間が短いという委員の意見もあったが、就任当初から長期の在任期間ありきでは、役員の緊張感も薄れる
- ・ 府の人事システムによることなく法人の抱える課題を踏まえ、毎年度の評価をきっちりを行い、在任期間を考えるべき
- ・ 府OBの役員就任については、法人での退職金の廃止、ポスト数や報酬の削減など、一定の見直しに努めている
- ・ 府OBは、法人を退職するごとに退職金を受け、高額な報酬を受けるといった、いわゆる国の天下りとは異なるものであり、これまで以上に府の取組みを府民に知ってもらうことが必要

（3）プロパー職員の役員登用

- ・ 法人の状況を熟知し、何よりもその法人に対する愛着と情熱を持つプロパー職員の役員登用は、法人にとっても有益
- ・ プロパー職員の役員登用を進めていくとともに、プロパー職員の育成を積極的に行うことが必要

（4）監事等の非常勤役員

- ・ 監事等についてできる限り公認会計士など民間人を登用していくべき
- ・ 就任期間については、監事としての客観性や法人運営の透明性の確保といった観点から、特定の者が長期化、固定化することのないようにすべき

（5）無報酬の非常勤役員への就任

- ・ 府OBが関連法人の役員の立場として、法人の非常勤役員に就任しているケースがあったが、これについては、関連法人との事業の関係性や関係法人の持つ知識や情報・ノウハウの活用といった観点から就任しているものであり、法人事業運営上の必要性に応じて、理事会への参画を求めるべき

3. 見直し結果について

(1) 常勤役員ポスト（48ポスト）

- ・人的関与の見直しを予定しているもの 3ポスト
- 引き続き府関係者の就任を認めたもの 15ポスト (①)
- 何らかの見直しを求めたもの 30ポスト (②+③+④)

	ポスト数	現に就任している府関係者の内訳		
		OB	現職派遣	
府関係者が就任している全ポスト	48	32	16	
「大阪維新」プログラム案において、次年度から府の人的関与の見直しを予定しているポスト	3	1	2	
見直しの結果	①引き続き府関係者の就任を認めたもの	15	9	6
	②期限付きで府関係者の就任を認めたもの	18	12	6
	③ポストを削減すべきと判断したもの	7	5	2
	④プロパー職員や民間人を登用すべきと判断したもの	5	5	0

(2) 非常勤役員ポスト（23ポスト）

- 引き続き府関係者の就任を認めたもの 12ポスト (①+②)
- 何らかの見直しを求めたもの 11ポスト (③+④+⑤)

	ポスト数	ポストの内訳		
		包括的に必要性を判断したポスト	個別ヒアリングにより判断したポスト	
府関係者が就任している全ポスト	23	17	6	
見直しの結果	①引き続き府関係者の就任を認めたもの	10	9 ※1	1
	②非常勤ではなく、常勤化して府関係者の就任を認めたもの	2	0	2
	③期限付きで府関係者の就任を認めたもの	2	0	2
	④ポストを削減すべきと判断したもの	1	0	1
	⑤府関係者が就任する必要性はないと判断したもの	8	8 ※2	0

※1 府OBが関連法人の役員立場として、法人の非常勤役員に無報酬で就任している9ポスト

※2 府OBが非常勤の監事・監査役に就任している8ポスト

4. 今後の検討課題

- ・法人役員の業績を客観的に評価することが重要。同専門家会議の経営評価部会の意見を参考に、府として当該役員を評価していくべき
- ・理事長の職務執行は、まず、その選任機関である理事会が責任を持って監督、判断すべき
- ・理事会の形式化を解消するために、理事会の開催回数や理事数の削減について検討すべき
- ・府関係者が引き続き必要と判断されたポストには、府が現職派遣引揚げの方針であるということから、当該法人の課題解決を担える府OBを選抜し、役員候補として法人に推薦
- ・その他の役員ポストについては、プロパー職員や民間人材の登用を行うものとし、民間人材の選任方法は原則公募により行う